

市第65号議案

横浜みどり税条例及び横浜市緑化地域に関する条例の一部改正

横浜みどり税条例及び横浜市緑化地域に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月5日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜みどり税条例及び横浜市緑化地域に関する条例の一部を改正する条例

（横浜みどり税条例の一部改正）

第1条 横浜みどり税条例（平成20年12月横浜市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号本文中「（同法第35条第2項、第6項又は第9項の規定による建築物の緑化率に関する制限に係る建築物については、当該制限としての建築物の緑化率の最低限度）」を削り、「同法第34条第2項」を「同項」に改め、同号ただし書中「同法第34条第2項」を「同項」に改め、「又は同法第35条第2項若しくは第6項の規定による建築物の緑化率に関する制限としての建築物の緑化率の最低限度」を削り、「同条第7項」を「同法第35条第4項」に改める。

（横浜市緑化地域に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市緑化地域に関する条例（平成20年9月横浜市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第35条第3項各号」を「第35条第2項各号」

に改め、同項ただし書中「第35条第3項第2号」を「第35条第2項第2号」に、「第35条第3項第3号」を「第35条第2項第3号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提 案 理 由

都市緑地法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜みどり税条例及び横浜市緑化地域に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参考

横浜みどり税条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

(特定緑化部分に対して課する固定資産税等の特例)

第5条 次に掲げるそれぞれの割合に相当する緑化を行った部分（以下「基準緑化部分」という。）に加えて更に当該割合に5パーセントを加算した割合以上の緑化を行った場合における当該基準緑化部分を超えて緑化を行った部分（以下「特定緑化部分」という。）を有する建築物の敷地の用に供されている土地（面積が500平方メートル未満のものを除く。）について現に当該特定緑化部分が存するものと市長が認定し、かつ、当該土地に存する基準緑化部分及び特定緑化部分（以下「緑化部分」と総称する。）に係る建築物の所有者又は管理者が当該緑化部分について10年間保全する契約を平成21年4月1日から平成30年12月31日までの間に締結した場合には、当該土地に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該契約を締結した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から10年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち当該特定緑化部分が当該土地に占める割合に相当するそれぞれの額のそれぞれ4分の1に相当する額を当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額する。

（第1号から第3号まで省略）

(4) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第1項の規定に基づき都市計画に定められた緑化地域内において、当該建築物の存する区域の建築物に係る同条第2項の規定に基づき緑化地域

に関する都市計画において定められた建築物の緑化率（同項に規定する緑化率をいう。以下同じ。）の最低限度——（同法第35条

第2項、第6項又は第9項の規定による建築物の緑化率に関する

制限に係る建築物については、当該制限としての建築物の緑化率の最低限度）の割合が前3号に掲げる割合を超える場合に

は、前3号の規定にかかわらず、当該建築物の存する区域の建築物に係る同項（同法第34条第2項）の規定に基づき緑化地域に関する

都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度——（同法

第35条第2項、第6項又は第9項の規定による建築物の緑化率

に関する制限に係る建築物については、当該制限としての建築物の緑化率の最低限度）として定められた割合。ただし、当該

建築物の敷地が、同項（同法第34条第2項）の規定に基づき緑化地域に

に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度

又は同法第35条第2項若しくは第6項の規定による建築物の緑化率に関する制限としての建築物の緑化率の最低限度）の割合が

異なる区域の2以上にわたる場合においては、同法第35条第4項の規定の例により算出する当該建築物の存する区域の建築物

に係る緑化率の最低限度の割合

（第5号省略）

横浜市緑化地域に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（手数料）

第4条 法第35条第2項各号に規定する許可を受けようとする者は

、申請の際、1件につき27,000円の手数料を納付しなければなら

ない。ただし、一の建築物について、同項第1号に規定する許可を受けようとする者が同時に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号。以下「地区計画条例」という。）第19条第4項第2号に規定する許可を受けようとする場合、法~~第35条第2項第2号~~^{第35条第3項第2号}に規定する許可を受けようとする者が同時に地区計画条例第19条第4項第3号に規定する許可を受けようとする場合及び法~~第35条第2項第3号~~^{第35条第3項第3号}に規定する許可を受けようとする者が同時に地区計画条例第19条第4項第4号に規定する許可を受けようとする場合は、この限りでない。

（第2項及び第3項省略）